



平成23年5月16日

会員各位

社団法人仙台南法人会
会長 西下 義則

東日本大震災義援金のお願い

去る、3月11日(金)午後2時46分に発生した地震は、太平洋沖を震源として最大震度7、マグニチュード9.0と歴史上かつてないものとなりました。その地震と津波は当仙台南法人会の三市二町の管内にも甚大なる被害をもたらしました。

被害状況を連日報道されておりますが日をおうごとに被災は深刻となっております。

会員企業やご家族の被災状況の情報がはいる度に心が痛み何かできないか、何かしなくてはと駆り立てられております。

私たち仙台南法人会でも、東北地方そして宮城県を襲ったこの未曾有の災害に対して被災に遭われた方々に、会員企業とそこで働く従業員の善意を届けるために義援金募集を実施することとなりました。

会員企業各社におかれましても、被害に遭われており、各団体などからも支援依頼があるかと存じますが、私どもの募金活動にもご理解を頂きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

《義援金募集要領》

振込口座 七十七銀行 長町支店 普通預金 5781892

口座名義 社団法人仙台南法人会 東日本大震災災害義援金

* 災害義援金のため、七十七銀行本支店での振込(窓口)には手数料はかかりません。ATMの場合は所定の振込手数料がかかります。

義援金の取扱 平成23年9月30日(金)までの募集とさせていただきます。

義援金送付先 仙台南法人会で取りまとめの上、当法人会管内の「仙台市・名取市・岩沼市・亶理町・山元町の各災害本部」へ全額拠出させていただきます。

義援金受領の報告 義援金のご協力をいただいた企業名(個人名)を今後発行する広報誌に掲載させていただきます。

税法上の処置 所得税法第78条第2項第1号の規定に基づく寄附金控除(2千円を超える分について)、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号の規定に基づく寄附金控除(5千円を超える分について)、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく損金として扱われます。